五号、第四条第一項第一号及び第六条第一項第四号					
第三条第一項第三号、第四条第三項第一号並びに第五条第一項各号列記以外の部分及び第三号並びに第二項	法第六条第一項	関税法第七条の九第二項において準用する法第六条第一項	当該国税関係帳簿	第三条第一項第五号	取引年月日、勘定科目、取引金額その他の国税関係帳簿の種類に応じた主要な記録項目（以下この号において「記録項目」という。）
	法第四条第二項	関税法第七条の九第二項において準用する法第四条第二項	第一号、第二号	第一号	日付又は金額に係る記録項目
					貨物の数量及び価格並びに輸入の許可の年月日
第三条第二項					

国税関係書類（法第二条第二号に規定する国税関係書類をいう。以下同じ。）	関税関係書類（関税法第七条の九第二項において準用する法第四条第三項に規定する関税関係書類をいう。以下同じ。）	第三条第三項、第四項、第五項各号列記以外の部分及び第七号、第六項並びに第七項	国税関係書類			
、勘定科目、取引金額その他の国税関係帳簿の種類に応じた主要な記録項目	貨物の品名、数量及び価格、仕出人の氏名又は名称並びに輸入の許可の年月日					
その他の日付	取引年月日その他の日付	「日付」	法第四条第三項			
日付又は金額	貨物の数量及び価格並びに輸入の許可の年月日	「取引年月日その他の日付」	関税法第七条の九第二項において準用する法第四条第三項			
第三条第三項、第五項、第六項及び第						